

道本交指第3298号
(交規合同)
平成28年2月12日

警察本部各部、所属の長
警察学校長
各方面本部長
各警察署長

殿

原議保存期間	5年
有効期間	5年

交 通 部 長

速度違反自動取締装置等運用要領の制定について（通達）

この度、別添のとおり「速度違反自動取締装置等運用要領」を定め、平成28年3月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底のうえ、適正な運用に努められた
い。

（指導取締係 5116）

別添

速度違反自動取締装置等運用要領

第1 目的

この要領は、速度違反自動取締装置及び高速走行抑止装置（以下「取締装置等」という。）による速度違反取締りの運用・管理に關し、必要な事項を定め、交通法令違反の適正な搜査を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 速度違反自動取締装置

速度違反自動取締装置は、車両の走行速度をレーダー式又はループ式速度測定機器により自動的に測定又は算出し、一定の速度を超える車両を撮影する装置であり、次の装置で構成されている。

(1) 端末装置

一定の速度を超える車両を撮影し、中央装置へ画像データを転送する装置のことをいう。

(2) 中央装置

端末装置から転送された画像データをハードディスク又は記録媒体（以下「ハードディスク等」という。）に記録し、プリンターにより画像（以下「違反写真」という。）を出力する装置のことをいう。

2 高速走行抑止装置

高速走行抑止装置は、一定の速度を超える車両に対し警告板により警告するとともに、警告に従わずに高速走行を継続する車両の走行速度をレーダー式速度測定機器により自動的に測定し、撮影する装置である。

(1) 端末装置

高速走行抑止装置における端末装置は、警告装置と撮影装置から構成される。

ア 警告装置

一定の速度を超える車両を検出し、当該車両に対して電光警告板により警告を与えるものである。

イ 撮影装置

一定の速度を超える車両を撮影し、画像データを中央装置に転送する装置のことをいう。

(2) 中央装置

撮影装置から転送された画像データをハードディスク等に記録し、プリンターにより違反写真を出力する装置のことをいう。

第3 運用体制

1 運用責任者

(1) 警察本部交通機動隊、警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部各機動警察隊及び北見方面本部交通課（以下「運用所属」という。）に運用責任者を置き、所長をもって充てる。

(2) 運用責任者は、取締装置等の運用に関する事務を総括する。

2 運用副責任者

(1) 運用所属に運用副責任者を置き、副隊長（北見方面本部交通課においては、交通機動隊長）をもって充てる。

(2) 運用副責任者は、運用責任者を補佐し、取締装置等の運用に関する事務を行う。

3 取扱責任者

(1) 運用所属に取扱責任者を置き、当該運用所属の警部以上の階級にある警察官の中から運用責任者が指定する者をもって充てる。

(2) 取扱責任者は、当該運用所属における取締装置等の点検・調整及び盜難・破損等の防止及び適正な速度違反の取締り及び事件捜査について運用責任者及び運用副責任者の補佐に当たる。

4 取扱担当者

(1) 運用所属に取扱担当者を置き、当該運用所属の警察官の中から運用責任者の指定する者をもって充てる。この場合において、取扱担当者には、第2級陸上特殊無線技士（特殊無線技士（無線電話乙）を含む。）の資格を有する者を充てるものとする。ただし、ループ式速度違反自動監視装置の取扱いに当たっては上記の資格を要しない。

(2) 取扱担当者は、当該運用所属における取締装置等の点検・調整に関する事務を処理するとともに、速度違反の取締り及び事件捜査に従事する。

5 取扱責任者・取扱担当者指定簿の作成

運用所属に取扱責任者・取扱担当者指定簿（別記第1号様式）を備え付け、当該運用所属における取扱責任者及び取扱担当者の指定状況を明らかにしておくこと。

第4 管理体制

1 管理責任者

(1) 警察本部交通指導課、警察本部交通規制課及び各方面本部の交通課（以下「管理所属」という。）に管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

(2) 管理責任者は、運用所属の指導及び取締装置等の保守管理に伴う事務を総括する。

2 管理副責任者

(1) 管理所属に管理副責任者を置き、各所属の次席をもって充てる。

(2) 管理副責任者は、取締装置等の適正な運用について、運用所属を指導するとともに、取締装置等の保守管理に伴う事務を行う。

3 管理担当者

管理所属に管理担当者を置き、当該事務を担当する警部の階級にある者をもって充て、管理責任者及び管理副責任者の補佐に当たる。

第5 取締装置等の点検

1 管理所属による点検

管理責任者は、取締装置等の精度を維持するために必要な期間内において、定期的に業務委託業者による保守点検を実施すること。

2. 運用所属による点検

- (1) 運用責任者は、取締装置等について、隨時又は必要に応じて、目視による点検を実施し、異常（破損及び落雪のおそれがある積雪等）を発見したときは、管理責任者に報告すること。
- (2) 取扱担当者は、違反写真抽出前に中央装置の始業点検を行い、その結果を点検実施簿（別記第2号様式）に記載するとともに、異常を発見したときは、運用責任者に報告すること。

また、監視装置が毎日定時に自動的に行う自動点検についても、始業前点検時にその結果について点検実施簿に記載するとともに、異常を発見したときは、運用責任者に報告すること。

第6 関係所属との連携

取締装置等の端末装置の設置場所を管轄する警察署（高速自動車国道に係るものについては、当該高速自動車国道を担当区域とする所属とする。以下「管轄所属」という。）は、管内に設置された取締装置等の端末装置について、隨時又は運用所属及び管理所属からの依頼に応じて異常の有無を確認し、運用責任者及び管理責任者に報告すること。

第7 事件捜査要領

1. 違反写真の組織管理

(1) 違反写真の出力

取締装置等で撮影した違反写真については、追跡捜査の可否にかかわらず、出力すること。ただし、追跡捜査が可能な違反写真との取り違いを防止するため、取締装置等の点検のため撮影された画像データについては出力しないこと。

なお、違反写真を出力した際は、その都度、中央装置から「画像検索結果」（点検のための撮影を含め、全ての撮影状況が記録された一覧表。別添「画像検索結果出力例」参照。）を出力すること。

(2) 追跡捜査が可能な違反の措置

取扱担当者は、捜査が可能と判断される違反写真については、交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等）（別記第3号様式。以下「管理簿」という。）に各違反写真の固有番号（端末装置ごとに付される違反写真の通し番号。以下「ロール番号」という。）及び撮影日時・場所等を登載したうえで、速度測定記録書（速度違反自動取締装置レーダー式については別記第4号様式。速度違反自動取締装置ループ式については別記第5号様式。高速走行抑止装置レーダー式については別記第6号様式。）を作成し、「画像検索結果」とともに運用責任者に報告すること。

(3) 追跡捜査が不能な違反の措置

取扱担当者は、写真不鮮明等の事由により捜査が不可能と判断されるものは、不鮮明等写真簿（別記第7号様式）に登載し、追跡捜査不能の理由を明らかにしたうえで、「画像検索結果」とともに運用責任者に報告すること。

(4) 幹部による突合点検

運用責任者及び取扱責任者は、追跡捜査の可否を問わず、全ての違反写真について、各違反写真のロール番号及び撮影日時・場所等を「画像検索結果」と突合点検し、登載漏れがないことを確認すること。

なお、「画像検索結果」については、運用所属において3年間保存すること。

2 追跡捜査の管理

(1) 追跡捜査状況の記録

取扱担当者は、捜査経過を明らかにするため、追跡捜査簿（別記第8号様式）に捜査の経過、指揮伺い事項を記載し、運用責任者の指揮を受けること。ただし、北海道警察捜査指揮規程（平成4年警察本部訓令第15号。以下「指揮規程」という。）に定める、警察本部長指揮事件及び方面本部長指揮事件に該当する事件（以下「指揮規程該当事件」という。）については、同規程に基づき、必要な指揮を受けるとともに、追跡捜査簿に捜査の経過を記載して明らかにしておくこと。

(2) 被疑者の出頭指示

被疑者に対する出頭指示は、原則として違反車両の使用者に対する通知書（別記第9号様式）の送付又は電話により行うものとし、措置経過を追跡捜査簿に記載すること。

3 未決違反の管理

(1) 管理簿による管理

ア 取扱責任者は、管理簿に登載された違反について、必要な指揮を行うとともに取扱担当者からの報告内容及び捜査記録を精査し、捜査の進捗状況を把握した上で、追跡捜査簿に捜査状況を記載すること。

また、取扱責任者は、個々の取扱担当者の業務負担を把握した上で、特定の警察官に過度な負担を負わさないよう、業務の平準化を図ること。

イ 管理簿は、毎月、所属長の決裁を受けること。

なお、管理簿の決裁に当たっては、最終登載違反の欄の直下に決裁を受けること。

(2) 長期未決違反一覧表による管理

ア 長期未決違反の定義

管理簿に登載した違反のうち、違反日から3か月を経過しても通告センターへ引継ぎ又は検察庁若しくは家庭裁判所へ送致（付）されていない違反をいう。

イ 長期未決違反の措置

① 取扱担当者は、長期未決違反について、長期未決となっている理由及び未了となっている捜査事項等を明らかにした上で、長期未決違反一覧表（速度違反自動取締装置等）（別記第10号様式）に登載すること。

② 取扱責任者は、長期未決違反について、取扱担当者から捜査の進捗状況等に関する報告を受けるとともに、捜査記録を確認したうえで必要な指揮を行い、迅速に捜査を推進させること。

④ 長期未決違反一覧表は、毎月、管理簿とともに運用責任者の決裁を受けること。

なお、長期未決違反一覧表の決裁に当たっては、最終登載違反の欄の直下に決裁を受けること。

4 不立件違反の取扱い

追跡検査の結果、違反者の速度違反について、緊急避難又は正当業務行為として違法性が阻却される事案等、違反を立件しない場合は、検査経過を明らかにした検査報告書を作成するとともに、速度測定記録書及びその他の関係記録とともに運用責任者に報告し、指揮を受けること。

なお、指揮事項については、追跡検査簿に記録し、決裁を受けること。ただし、指揮規程該当事件については、指揮規程に基づいて必要な指揮を受けること。

不立件違反については、関係記録を交通法令違反不立件簿（速度違反自動取締装置等）（別記第11号様式）に編さんして3年間保存すること。

5 事件管理の徹底

各級幹部は、取扱担当者からの報告、管理簿冊等の決裁時及び事件記録の精査・確認により、未決違反の検査進捗状況を把握して必要な指揮を行う等、事件管理の徹底を図ること。

第8 記録媒体の管理

1 中央装置の記録装置がハードディスクである場合は、業務委託業者による保守点検時にハードディスクの空き容量を確認するとともに、必要に応じて画像データを記録媒体に記録すること。

画像データを記録した記録媒体は、運用所属において管理すること。

2 記録媒体の管理に当たっては、記録媒体管理簿（別記第12号様式）に登載するとともに管理番号を記録媒体に明記した上で、運用管理者の指定した施設設備のあるロッカー等に収納し、3年間保存すること。

第9 運用上の留意事項

1 管理簿の記載要領について

管理簿に違反場所を登載する際は、略称を使用できる。ただし、略称を使用する場合は、交通法令違反管理簿（違反場所一覧）（別記第13号様式）を添付すること。

2 通知書の規格について

通知書については、様式の内容を具备していれば、規格の変更等を妨げない。

3 編さんファイルの管理

編さんファイルの管理については、別表のとおりとする。

別表

様式	編さんファイル名	編さんコード	保存期間
別記第1号様式	取扱責任者・取扱担当者指定簿	61 20	410 3年
別記第2号様式	点検実施簿	61 20	420 3年
別記第3号様式	交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等）	61 20	242 3年
別記第7号様式	不鮮明等写真簿	61 20	430 3年
別記第8号様式	追跡検査簿	61 20	440 3年
別記第10号様式	長期未決違反一覧表（速度違反自動取締装置等）	61 20	262 3年
別記第11号様式	交通法令違反不立件簿（速度違反自動取締装置等）	61 20	252 3年
別記第12号様式	記録媒体管理簿	61 20	450 3年
別記第13号様式	交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等）	61 20	242 3年

別記第1号様式（第3の5の事項関係）

取扱責任者・取扱担当者指定簿

年 月 日 現 在

注 規格は、A列4番縦長とする。

61 20 410 取扱責任者・取扱担当者指定簿 3年

別記第2号様式（第5の3の事項関係）

運用責任者	運用副責任者	取扱責任者

点検実施簿

機器名					
点検日時	年月日午前・午後時分				
設置場所 (路線)					
点検実施者	階級	氏名			
点検項目	システム目視	外観	良・不良()		
	パスワード入力	システム作動状況	良・不良()		
	異常点検	システム確認	良・不良()		
	始業点検	km/h表示	良・不良()		
		正常・試験表示	良・不良()		
		その他のデータ表示	良・不良()		
	その他				

注1 各点検項目ごとに、良又は不良のいずれかを○で囲み、不良の場合はその状況を記載する。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式(第6の1の(2)の事項関係)

交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等）

所感

年

番号	追跡 検査番 号	是認 否認	違反日時	違反場所	取扱担当者	違反速度	違反車両	違反者	成人 達成日 (少年)	検査嘱託 嘱託月日 嘱託先	適用措置	切符番号		行政 処分	送致・移送・引継 (送り先・番号)	不立件簿 (番号)	長期未決 3か月超過時 取扱責任者印	完結 確認 取扱責任者印	処分 結果
												告知日 年月日	年月日						
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 是・ 否	年 月 日 ：	(ロード番号)	(取扱業者 性)		登録番号		(歳)	年 月 日	月 日	交通 基本 不立件	告知日 年月日	年 月 日	年 月 日 送致・移送・引継 ()	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

注 1 逆反場所は、略称を使用できるものとする。(略称を使用する場合は、逆反場所(撮影装置)一覧を添付すること。)
2 否認事例は、未書きで〇印を記載する。
3 規格は、A4判書類とする。

別記第4号様式（第6の1の(2)の関係事項）

(速度違反自動取締装置レーダー式表)

速 度 測 定 記 錄 書

年 月 日

殿

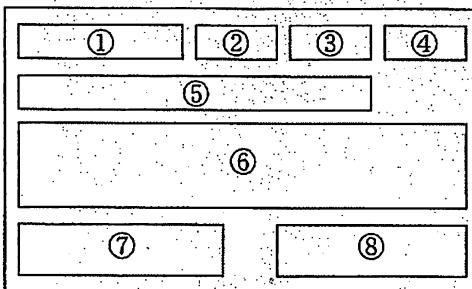
被疑者氏名			
測定日時	年	月	日 時 分 こ ろ
測定場所			
測定速度	km/h超過	km/hのところ	km/h
上記日時場所において、被疑者の運転する 自動車（ 号）の速度を同所に設置した速度違 反自動取締装置で測定及び写真撮影し、 設置の中央装置に記録・保存してある画像データから、 最高速度 km/hのところ km/hで走行したことを認知した状況 は次のとおりである。			
違反写真はり付け欄			
被疑者割り印			

注 規格は、縦250ミリメートル、横120ミリメートルとする。

(速度違反自動取締装置レーダー式裏)

1	年	月	日	時	分	秒	、	が中央装置に異常がないことを確認し、記録、保存されている測定車両の画像を写真化して貼り付けた。	
2	上記1の写真に基づき、年						月	日	が車籍照会を行い、車両使用者を確認した。
3	被疑者の確認方法								
<input type="checkbox"/> 捜査報告書（被疑者特定の経過について）のとおり									
<input type="checkbox"/>									
<input type="checkbox"/>									

写 真 の 説 明



被疑者確認印

①走行年月日時間 ②走行速度 ③規制速度 ④撮影結果 ⑤測定場所 ⑥測定写真 ⑦運転者拡大画像（写真の運転席部分を拡大したもの）⑧ナンバープレート拡大画像（写真のナンバー部分を拡大したもの）

速度測定方法及び写真撮影方法

- 1 本装置は、被測定車両が、端末装置から投射したレーダーの電波ビーム内に達した時、端末装置が作動して速度を測定算出すると同時に速度違反車両を撮影し、画像データをN T T回線により、
設置の中央装置へ自動送信、保存され、この保存された画像データを画像プリンタによって写真化するものである。
- 2 本装置の速度測定は、電波のドップラー効果を利用したものである。

測定現場の見取図

別記第5号様式(第6の1の(2)の関係事項)

(速度違反自動取締装置ループ式表)

速 度 測 定 記 錄 書			
年 月 日			
殿			
被疑者氏名			
測定日時	年 月 日 時 分 ごろ		
測定場所			
測定速度	km/h超過 km/hのところ km/h		
上記日時場所において、被疑者の運転する 自動車()号の速度を同所に設置した速度違反自動取締装置(オービスⅢ-LK型)で測定及び写真撮影し、 設置の中央装置に記録・保存してある画像データから、最高速度 km/hのところ km/hで走行したこと を認知した状況は次のとおりである。			
違反写真はり付け欄			
被疑者割り印			
写 真 の 説 明			
写 真	①	被疑者確認印	
	②		③
	④		
	⑤		⑥
	⑦		
	⑧		
	⑨		

- ①画像番号 ②走行速度 ③規制速度 ④走行年月日 ⑤走行時間 ⑥走行車線
 ⑦測定場所 ⑧運転者拡大画像(写真の運転席部分を拡大したもの)
 ⑨ナンバープレート拡大画像(写真のナンバー部分を拡大したもの)

注 規格は、縦250ミリメートル、横120ミリメートルとする。

(速度違反自動取締装置ループ式裏)

1	年	月	日	時	分	秒
が中央装置に異常がないことを確認し、記録、保存されている測定車両の画像を写真化して貼り付けた。						
2	上記1の写真に基づき、			年	月	日
が車籍照会を行い、車両使用者を確認した。						
3	被疑者の確認方法					
<input type="checkbox"/> 捜査報告書（被疑者特定の経過について）のとおり						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						

速度測定方法及び写真撮影方法

- 1 本装置は、監視対象車線に埋設した車両感知ループの信号を利用し、スタートループ(A)とストップループ(B)上を通過する車両の通過時間から車両速度を算出し、あらかじめ設定した速度を超過した車両に対して、撮影位置(C)で端末装置(撮影部/発光部)が作動し、速度違反車両、運転者を撮影し、測定速度、測定年月日時、測定場所等のデータが同一画面上に自動記録される。
- 2 記録されたデータは、NTT電話回線により、
設置の中央装置へ自動送信し、記憶装置に保存され、この保存された画像データをプリンタによって写真化するものである。
- 3 装置の構成は、端末装置と中央装置から構成され、端末装置の主な構成は、制御部(測定換算)、撮影部、発光部、感知部(ループセンサ)で、中央装置の主な構成は、コンピュータ、画像プリンタ、記憶装置である。

測定現場の見取図

別記第6号様式（第6の1の(2)の関係事項）

(高速走行抑止装置レーダー式表)

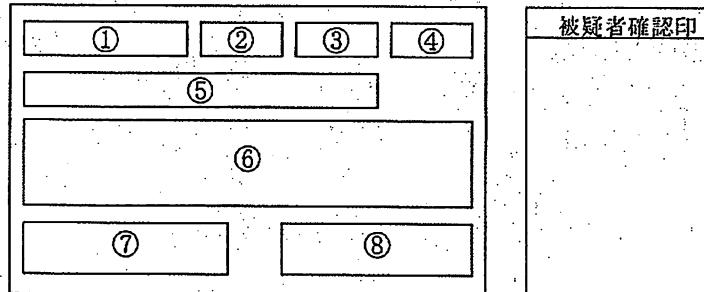
速 度 測 定 記 錄 書		
年 月 日		
殿		
被 疑 者 氏 名		
測 定 日 時	年 月 日 時 分 こ ろ	
測 定 場 所		
測 定 速 度	km/h超過	km/hのと こ ろ
上記日時場所において、被疑者の運転する 自動車（ 号）の速度を同所に設置した高速走 行抑止装置で測定及び写真撮影し、 設置の中央装置に記録・保存してある画像データから、最高 速度 km/hのと こ ろ km/hで走行したことと認知した状況は次 のとおりである。		
違反写真はり付け欄		
被疑者割り印		

注 規格は、縦250ミリメートル、横120ミリメートルとする。

(高速走行抑止装置レーダー式裏)

1 年 月 日 時 分 ころ、	が中央装置に異常がないことを確認し、記録、保存されている測定車両の画像を写真化して貼り付けた。
2 上記1の写真に基づき、 年 月 日	が車籍照会を行い、車両使用者を確認した。
3 被疑者の確認方法	<input type="checkbox"/> 捜査報告書（被疑者特定の経過について）のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

写 真 の 説 明



①走行年月日時間 ②走行速度 ③規制速度 ④撮影結果 ⑤測定場所 ⑥測定写真 ⑦運転者拡大画像（写真の運転席部分を拡大したもの）⑧ナンバープレート拡大画像（写真のナンバー部分を拡大したもの）

速度測定方法及び写真撮影方法

- 1 本装置は、被測定車両が、端末装置から投射したレーダーの電波ビーム内に達した時、端末装置が作動して速度を測定算出すると同時に速度違反車両を撮影し、画像データをNTT回線により、
設置の中央装置へ自動送信、保存され、この保存された画像データをプリンタによって写真化するものである。
- 2 本装置の速度測定は、電波のドップラー効果を利用したものである。

測定現場の見取図

別記第7号様式（第6の1の(3)の事項関係）

不鮮明等写真簿

写真番号（ロール番号）	地点名
決裁 運用責任者	不鮮明理由 <input type="checkbox"/> [REDACTED] <input type="checkbox"/> その他
運用副責任者	
取扱責任者	
	不鮮明等写真貼り付け欄

写真番号（ロール番号）	地点名
決裁 運用責任者	不鮮明理由 <input type="checkbox"/> [REDACTED] <input type="checkbox"/> その他
運用副責任者	
取扱責任者	
	不鮮明等写真貼り付け欄

注 規格は、A列4番縦長とする

61 20 430 不鮮明等写真簿 3年

追跡検査簿

番号	年 第 号		
違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
違反場所	北海道 道路名		
車両番号		車籍	平成 年 月 日
車種		照会	照会者
所有者	住所 氏名		
違反速度	km/h超過	km/hのところ	km/h
違反者	住所 職業 氏名	年 月 日生（歳）	
	電話 自宅	携帯	勤務先
違反写真貼り付け欄 (副本又は写し)			

注1 否認事件は、右上の「否認」に朱書きで○印を記載する。

2 規格は、A4列4番縦長とする。

61	20	440	追跡検査簿	3年
----	----	-----	-------	----

月日・時間	捜査経過	指揮伺い・指揮事項	
61	20	440	追跡捜査簿 3年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第6の2の(2)の事項関係）

通知書番号	第	号	通知書 発信年月日	年 月 日
-------	---	---	--------------	-------

通 知 書

(運用所属名)

様名義の 自動車（登録番号）
が、 年 月 日 午前・午後 時 分ころ、

速度違反（□速度違反自動取締装置 □高速走行抑止装置）により測定、写真撮影されたことについて、お尋ねしたいことがありますので、当時運転されていた方は、次の日時、場所に出頭して下さい。

出頭日時	年 月 日（曜日）
出頭場所	
お持ちいただく物	・ この通知書 ・ 運転免許証 ・ 自動車検査証（車検証） ・ 印鑑（シャチハタを除く。）
その他	<p>1 上記日時に出頭できない場合は、必ず連絡して下さい。 連絡先 隊 係 電話番号（ ）</p> <p>2 電話でのお問い合わせは、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までの間にお願いします。</p> <p>3 出頭場所については、下記の案内図をご覧下さい。</p>

出頭場所案内図

注 記載内容が具備されていれば、用紙の規格は変更可能とする。

長期未決違反一覧表（自動速度取締装置等）

所属

番号	管理簿番号	違反年月日 年 月 日 ：	時効年 年	違反速度 （　　）	違反者 （　　歳）	適用書式 交通 基本	長期未決理由・捜査状況	送致年月日 年 月 日 （　　）	完結年月日 年 月 日	処分結果
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	
		年 月 日 年 月 日 ：	年		（　　歳）	交通 基本		年 月 日 年 月 日 （　　）	年 月 日	

61 20 262 長期未決違反一覧表（速度違反自動取締装置等） 3年

注 1 管理番号欄には、交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等）の管理番号を記載する。

2 毎月、所属長の決裁を受ける。

3 規格は、A列4番横長とする。

交 通 法 令 違 反 不 立 件 簿 (速度違反自動取締装置等)

番号	管理番号	取扱者 (検査担当者)	発生日時	違 反 者	事案概要・不立件理由	処理区分 決定日月	検査幹部 確認印	簿 冊 記番号	備 考
				違反速度					
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	
			年 月 日			月 日		検査幹部印	

注 1 管理番号欄には、交通法令違反管理簿(速度違反自動取締装置等)の管理番号を記載する。

2 新たな事実が判明する等、立件したこととなった場合は、「簿冊記番号」欄に転記簿冊の管理番号を記載する。

2 規格は、A4用紙縦長とする。

別記第12号様式（第7の2の事項関係）

記録媒体管理簿

年-番号	登録		記録期間	媒体種別	廃棄		
	登録月日	決裁			決裁	廃棄年月日	廃棄者印
		運用責任者	運用副責任者				
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		
-	年 月 日			開始日 年 月 日 終了日 年 月 日	CD DVD その他 ()		

61 20 450 記録媒体管理簿 3年

注 規格は、A4 4番横長とする。

別記第13号様式（第8の1の事項関係）

交 通 法 令 違 反 管 理 簿 (違 反 場 所 一 覧)

61 20 242 交通法令違反管理簿（速度違反自動取締装置等） 3年

注1 交通法令違反管理簿の違反場所に略称を使用する場合に添付する。

2 規格は、A列4番横長とする。

別添

画像検索結果出力例

三菱電機製(自動速度取締装置(レーダー式)、高速走行抑止装置(レーダー式))

画像検索結果														出力日時:2016/2/00 00:00	
処理	ロール番号	撮影時刻	画像区分	地点名	車線番号	車種区分	計測速度 km/h	規制速度 km/h	陸支	車種	用途	一連番号	広角	備考	
済	123	28年1月2日3時45分	違反車	○○	1	普通	91	60	札幌	501	か	0000	なし		
不可	124	28年1月2日7時12分	違反車	□□	2	大型	93	60	函館	100	さ	0001	なし		
済	125	28年1月2日10時10分	違反車	△△	1	普通	102	60	旭川	480	た	002	なし		
済	126	28年1月2日13時45分	点検	▽▽	1	普通	97	60	釧路	580	な	...3	なし		
未	127	28年1月2日15時00分	点検	○△	2	不明	106	60	****	***	*	****	なし		

東京航空計器製(自動速度取締装置(ループ式))

番号	地点	走行速度	日時	フラグ	ナンバー情報
012-001-123	1	145	2016/1/1 10:10	#	札幌100か0000
012-001-124	1	147	2016/1/1 12:34		函館505さ0001
012-001-125	1	141	2016/1/1 15:13		旭川480た002
012-001-126	1	142	2016/1/1 17:30		釧路300な0003
012-001-127	1	148	2016/1/1 18:45		北見580は0004